

平成30年第17回教育委員会定例会

開会年月日 平成30年9月6日(木)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 高 柳 誠
同 委 員 坂 口 節 子
同 委 員 新 井 良 保
同 委 員 伊 神 泉

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情
〔継続審議〕

2 協議

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

(3) 平成30年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

- ①平成30年度練馬区登録文化財に係る諮問について
- ②練馬区登録文化財の登録解除について
- ③平成29年度歳入歳出決算について
- ④平成31年度入学中学校選択制度の受入可能人数について
- ⑤平成29年度練馬区立小中学校における体罰等の実施把握について
- ⑥平成29年度練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について
- ⑦平成29年度適応指導教室等利用状況および教育相談室の不登校相談件数について
- ⑧区立保育園大規模改修工事等について
- ⑨平成30年度練馬区子ども議会の開催結果について
- ⑩その他
 - i 平成31年度入学練馬区立中学校案内の配布について
 - ii その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時50分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	堀 和 夫
こども家庭部長	小 暮 文 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻 井 和 之
教育振興部教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	竹 内 康 雄
同 保健給食課長	小 林 敏 行
同 教育指導課長	芝 田 智 昭
同 副参事（教育政策特命担当）	齋 藤 健 一
同 学校教育支援センター所長	清 水 優 子
同 光が丘図書館長	桑 原 修
こども家庭部子育て支援課長	鳥 井 一 弥
同 こども施策企画課長	太 田 喜 子
同 保育課長	三 浦 康 彰
同 保育計画調整課長	大 窪 達 也
同 青少年課長	加 藤 信 良
同 練馬子ども家庭支援センター所長	宮 原 恵 子
地域文化部文化・生涯学習課長	小 沼 寛 幸

教育長

ただいまから、平成30年第17回教育委員会定例会を開催する。

初めに本日の会議の進め方についてお諮りする。

本日の案件は、陳情12件、協議3件、教育長報告10件である。

報告の①番、②番については、区長部局に補助執行をお願いしている文化財の案件である。所管課長である文化・生涯学習課長にご出席いただいているので、案件の最初に行いたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

そのようにさせていただきます。

それでは、案件に入る。本日は報告案件が10件あるが、初めにお諮りしたとおり、報告の①番、②番を最初に行う。いずれも文化財に関する内容となるので、一括して資料の説明をいただき、その後、質疑に移りたいと思う。

それでは、文化・生涯学習課長より説明をお願いします。

(1) 教育長報告

- ① 平成30年度練馬区登録文化財に係る諮問について
- ② 練馬区登録文化財の登録解除について

文化・生涯学習課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、この2件についてご質問、ご意見があればお寄せいただきたい。いかがか。

坂口委員

無形民俗文化財の「ちがや馬飾り」について、保持者が亡くなられたことで、登録解除ということになったが、練馬に昔から伝わる「ちがや馬飾り」は今後どうなっていくのか。どなたか代わる方はいらっしゃるのだろうか。

文化・生涯学習課長

亡くなられた方以外に2名の方が保持者として登録されている。また、その方々を中心として、地域団体が「ちがや馬飾り」をつくる活動をしていると聞いている。

坂口委員

わかった。30年ぐらい前に、馬飾りを作るために、ちがやを採りにいった覚えがある。昔は、自然に生えている篠竹を使って、水鉄砲や笛を作るのが子供の遊びであった。その

ような文化も残していきたいが、材料不足で難しい場合もある。ぜひ、「ちがや馬飾り」については、練馬の文化として残していただくとありがたいと思う。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、文化・生涯学習課長にはここでご退席いただく。今後の事務手続きもよろしく願います。

(文化・生涯学習課長退席)

教育長

それでは、報告事項の③番以降については後ほど行うこととする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情
〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。継続審議中の陳情12件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (3) 平成30年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。(1)および(3)の協議案件については、本日のところは継続とさせていただきます、次回以降に協議を行いたいと思うので、よろしく願います。

(2)の旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置については、本日、事務局より新たに資料が提出されている。

それでは、資料の説明をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の問題については、教育委員会の非常に大きな課題であるとともに、今後の施策の柱の一つでもある。先般、総合教育会議において、区長から昨今の児童・生徒数の動向を精査し、改めて検討するよという話があったところである。それを踏まえ、対応方針案を変更するというので、本日、協議案件の中で皆様方にお示しをさせていただいた。

趣旨としては、現行の対応方針案の(1)3校を廃止し、新たな小中一貫教育校を設置するという方針は変えずに、その前段階として旭丘小学校、旭丘中学校については、先行して新たな小中一貫教育校設置に向けた準備を開始するというものである。それに伴い、対応方針案(3)を修正したということである。

この件について、何かご質問、ご意見等はあるか。

坂口委員

小竹小学校については、児童が少しずつ増えているという推計も出ているようだが、独立した小学校として運営できるという解釈でよいのか。また、将来的には3校を合わせた小中一貫教育校を作るということだが、新たに作る小中一貫教育校はどのような形になるのだろうか。

教育施策課長

基本的な方針である3校の統合・再編という方向性は変わっていない。小竹小学校に

については、新校の準備と並行して、引き続き、地域との統合・再編に関する調整をしていく形となる。また、それに伴い、小竹小学校の統合・再編の時期が決まるまでの間の通学区域については、当面、旭丘小学校の通学区域を基本とすると修正した。

なお、新施設については、地域との調整の状況を踏まえ、設計工事の中で柔軟に対応できるように検討していきたいと考えている。

教育振興部長

資料1の下段に、平成26年度からの児童・生徒数が記載されている。新たな小中一貫教育校の設置については、平成26年度の児童・生徒数を基に計画したものである。当時はいずれも少ない状況であったが、この5年間で少しずつ子供の数が増えてきている。平成34年度推計値でも、一定数の増加が見込まれているところである。従来の予想では、平成30年度以降少しずつ減少していくという推計がなされていた。ある意味では喜ばしいことかもしれないが、練馬区の子供は減っていない。ただ、10年後という長期のレベルで考えると、残念ながら減少することは間違いないと思われる。いつから減るのかということだけが読み切れない状況である。現在の推計によれば、平成34年度には一定の学校規模にはなるが、その5年後、10年後以降は、確実に減少していく。学校施設は100年の計であり、私どもとしては将来のことを考え、小中一貫教育校を3校で行うという基本姿勢を変えていない。

現状を考えると、統廃合は少し早いという状況にはあるが、一方で、学校施設は確実に改築の年次を迎えてくる。学校をつくる際、計画・設計を行い、工事施工に至るまでに6年はかかる。小中一貫教育校となると、敷地の大きさ、2校以上の併設ということを見ると、さらに時間がかかる。おそらく7・8年は必要になるだろう。つまり、今、決断したとしても学校が建つのは7・8年後ということである。将来のことを踏まえ、先に旭丘小中学校の改築を準備し、その後の小竹小学校の生徒数の推移を見守るといったのが今回の見直しの内容である。

教育長

ほかにかがが。

新井委員

これまで5回の地域説明会が行われたということだが、保護者からはどのような意見が出ていたのか教えていただきたい。

教育施策課長

小竹地域の方からは、地域コミュニティーの拠点がなくなるのではないかという不安、また、小中一貫教育校の必要性等に関する意見をいただいている。一方、旭丘地域の方を中心に、今後のスケジュールを早く出してほしい、跡施設の利活用をどのように図るのかという意見が出ている。今後も、地域・保護者の方のご意見を伺いながら、引き続き検討を進めていきたいと考えている。

新井委員

わかった。

高柳委員

新たな小中一貫教育校の教室数等の規模については、将来、小竹小学校が統合されることを踏まえて計画していくのだろうか。

教育施策課長

規模については、小竹小学校の統合・再編時期や今後の児童・生徒数の状況を見ながら、設計工事の中で柔軟に対応できるようにしていきたいと思う。先ほどご説明させていただいたように、設計工事等については、通常の学校でもおおむね6年程度かかっている。小中一体型の校舎の場合は敷地面積も広く、延床面積が1万平米を超えるため、東京都の建築確認が必要になり、7、8年程度かかる可能性がある。今後の地域との調整等の状況に応じて規模を考えていきたいと考えている。

教育長

規模を確定するために、もう少し見極めをしたいということである。

高柳委員

わかった。

坂口委員

小竹地域の方々の小竹小学校を残してほしいという強い願いを考えれば、この修正案は歓迎されるだろう。その一方で、最終的に統合するということを念頭に置きながら、8年間も待つのは少し厳しいように感じた。

教育長

小竹小学校の児童数が増えている中、統合はないだろうという気持ちは根強いものがある。小竹地域の方に対しては、これからも色々な面で話し合いを継続していく必要があると思う。そのような状況において、子供の数の動向をもう少し見極める必要があるのではないかと考え、対応方針案を修正した。

ただ、今後については、減少傾向に転じる可能性は十分にある。地域の方々との話し合いを丁寧継続し、何らかの結論が得られるようにしていきたいと思っている。

坂口委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。

高柳委員

小竹小学校の動向を見ると、最初に小中一貫教育校を計画した時の状況とは異なり、適正規模になってきている。そのような中で、3校による小中一貫教育校を設置しようとしても、理解を得るのは難しいだろう。現状としては、最初の方針案を継続しつつ、状況に合わせて考えていくという、今回の修正案でよいと思っている。

教育長

ほかに何かご意見、ご質問はあるか。

伊神委員

練馬区の一部地域では統廃合が何度か実施されているが、今回のケースに限ったことではなく、地域の方との話し合いにはすごく時間がかかる。何年かにわたって地域の方と話をしてもまとまらない状況の中で、打開策となるような修正案を出してくれたことに感謝している。

今後についてお伺いしたい。子供の数が現状維持もしくは増えていくようであれば、小竹小学校として残していくという理解でよいのだろうか。

教育長

仮定の話になってしまうので、なかなか難しいところである。練馬区だけではなく、多くの都市や農村部も同様だと思うが、将来的に子供の数は確実に減ってくる。今はよくても、10年後・20年後になると、学年に1クラスしかないような学校がいくつもできてしまうことも考えられる。現在、多くの学校は改築を控えており、30～50億というお金をかけて改築したにもかかわらず、子供の数がどんどん減っているという学校が出てくるかもしれない。区民の税金を預かる行政として、そのような事態を避ける必要がある。伊神委員のご意見についても十分理解できるし、実際にそのような判断になるかもしれないが、今、この段階で仮定の話をするのは好ましくないと思っている。今後の動向を注視しながら、地域の方との話し合いを継続していきたい。

伊神委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

本日は、教育委員の皆様方から様々な意見をいただいた。変更後の対応方針案については、保護者および地域住民の方々へ丁寧に説明をしていただき、その結果等について、適宜、教育委員会へ報告をお願いします。

それでは、本日の審議はここまでとし、この協議案件については次回以降も継続したいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

③ 平成29年度歳入歳出決算について

教育長

それでは、次に教育長報告である。全部で10件あるが、先ほど1番、2番の報告を行ったので、残りの案件について報告を行う。

それでは、報告の3番について、説明をお願いします。

教育総務課長 他

資料に基づき説明

教育長

明日から第三回練馬区議会定例会が始まる。会期中に開催される決算特別委員会では平成29年度決算について審議されることになる。そこで、議会が始まる前に決算額等を委員の皆様にお示しさせていただいた。最初に予算執行状況について説明があったが、教育費は96.9%、こども家庭費は97.3%とおおむね良好な執行率かと思う。

資料の5ページ以降では、主要事業の進捗状況等について説明した。こちらの資料は、今後、教育に関する事務の点検・評価を行う際に活用していただきたいと思っている。

各委員より、何かご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

それでは、この案件は終了とさせていただきます。議会での決算審議の様子については、改めて教育委員会でご報告させていただくので、よろしくをお願いします。

④平成31年度入学中学校選択制度の受入可能人数について

教育長

それでは、報告の4番をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

中学校選択制度の受入可能人数について、原則として40名が受入可能人数の限度となるが、それに満たない学校が4校あるという説明であった。何かご意見はあるか。

坂口委員

この資料の数字の見方について説明していただきたい。例えば、20番の石神井東中学校の各項目の数字はどのように見ればよいのか。

学務課長

資料中の平成30年度実績をご覧いただきたい。学齢者数については、通学区域内の平成30年度の入学予定者数を示しており、石神井東中学校の場合は236名である。また、通学区域外から入学したいという希望を出された方が38名おり、実際の入学者数は167名である。つまり、この学校の場合、236名の学齢者のうち、国立、私立、都立の学校に2割ほどの方が進学し、さらに、他の区域を希望して入学した方も一定数いらっしゃるのだと考えられる。その結果、入学された方が167名というのが資料の見方になる。

坂口委員

最終的な入学者数はずいぶん少なくなるようだ。現在、石神井東中学校の第1学年は167名で何クラスになっているのか。

学務課長

現在は5クラスである。なお、受入可能人数の設定に当たっては、お子さんの数だけでなく、例えば、大規模マンションができるといった情報や、学校の教室数等も加味して設定をしているところである。

坂口委員

この選択制度がなければもっと難しいことになると思う。例えば、20番の石神井東中学校の場合、通学区域外の38名の方が入学して、5クラスが維持できたと考えることができる。

学務課長

中学校選択制度が始まる以前は、住所によって、進学先が自動的に決定されるという時代が長かった。学区域外の学校を選択した理由を見ると、例えばお兄さんやお姉さんが通っているであるとか、部活が強い、友達がいるといったように、理由を問わず選択できている。また、各学校においても、お子さんが自動的に入学するわけではないので、経営努力をして、特色ある学校づくりに取り組んでいただく必要がある。

一方で、さまざまな課題もあり、過去には半分以上の入学者が、学区域外のお子さんになったという事例がある。受入可能人数を制限しているのは、このような事態を防ぐためであり、1クラス分までを受入可能人数とするということで制度運用を行っているところである。

坂口委員

わかった。

教育長

ほかはいかがか。よろしいか。

⑤平成29年度練馬区立小中学校における体罰等の実態把握について

教育長

それでは、次は報告の5番について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

平成29年度は、残念ながら中学校1校で2件の体罰があった。2件とも部活動の外部指導員が行ったということである。

何かご意見、ご質問あるか。よろしいか。

それでは、次に移らせていただく。

⑥平成29年度練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について

教育長

それでは、報告の6番について説明をお願いします。

教育振興部副参事

資料に基づき説明

教育長

毎年、この時期に前年度の暴力行為・いじめ・不登校の状況についてご報告している。いずれも大変重要なので、よくお読みいただきたいと思う。何かご質問はあるか。

高柳委員

対教師暴力について、中学校は多少の上下はあるものの、ほぼ横ばいの件数であるが、小学校はかなり増えてきている。このことについて、背景や理由が分かれば教えていただきたい。また、各学校ではどのように対応しているのだろうか。

教育振興部副参事

ある学校の特定の児童が複数回暴力行為を行っており、それに伴い、全体の件数が増えている。学校においては、学級担任の指導、管理職を含めた学校体制の構築等により対応を行っている。また、教育委員会としては、学校からの要請を受け、学校生活臨時支援員を配置するなど、該当児童を丁寧に見守ることができるように対応している。

教育長

特定児童が複数回の暴力行為を行っているということが、件数増加の背景にあるようである。現状は学校生活臨時支援員を活用し、1対1で面倒を見ている状況だと思う。

高柳委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。

伊神委員

資料4ページのいじめの発見のきっかけについてである。アンケート調査など学校の取組により発見という欄を見ると、2年間で件数がすごく増えている。先ほど、基準が変わり、ささいなことであってもいじめとしてカウントするようになったという説明があったが、アンケートの内容自体も変わってきているのか。

教育振興部副参事

アンケートの内容もリニューアルしており、子供たちがささいなことでも書きやすいように配慮している。例えば、記述式の設問がたくさんあると、周囲の子供たちから、何か書いているということがわかってしまうので、丸をつけて回答できるような内容にしている。

伊神委員

わかった。

坂口委員

いじめられた児童・生徒の相談状況についてだが、学級担任、その他の先生、スクールカウンセラーなど、子供たちの相談を受けとめる仕組みがあることはよかったと思う。その一方で、誰にも相談していないという項目もあり、平成29年度は中学校で37件となっている。

最近のいじめの中には、ラインのやりとりで無視される、公式な連絡ルートとは別に、いじめられている子供だけを外したグループがあるというものがある。このような場合、自分が阻害されていることに気づかなかったり、なかなか人に言えなかつたりするようだが、アンケートの中でこのようないじめについてもきちんと把握できるのだろうか。

教育振興部副参事

今、委員がおっしゃられたことは非常に重大な問題であると捉えている。SNSを通したいじめ等については、なかなか周りに相談できないケースが多い。学級担任、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、さまざまな方が子供たちの様子や表情を見な

がら声をかけることも必要だと感じている。

アンケート調査はそのような相談しづらい状況においても、自分から申し出ることができるような内容になっているが、まずは、それがいけないことであるという指導、子供たちの様子に常に気づけるような学校の組織づくりが重要であると考えている。

坂口委員

ぜひ、SNSによるいじめについても把握できるようにアンケートの内容を工夫し、子供たちの声を正確にキャッチしてほしい。よろしく願います。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

⑦平成29年度適応指導教室等利用状況および教育相談室の不登校相談件数について

教育長

それでは、報告の7番について説明をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

適応指導教室等の利用状況に関する報告であった。
何かご質問、ご意見はあるか。

高柳委員

意見として述べさせていただきたい。先ほど報告があった不登校の状況調査を見ると、中学校において不登校となった生徒のうち、指導後も変化が見られない生徒が66.6%となっている。今、説明があったとおり、学校教育支援センター所管の適応指導教室や教育相談室は非常に充実しており、きめ細かな指導により、進路指導、進学指導など、かなりの成果を上げていると伺っている。

ただ、中には、学校はもとより、適応指導教室にも合わないという方もいらっしゃる。そこで、現在は様々な形の学校、それに準じる機関、簡単に言えばフリースクールというものができている。

不登校児童・生徒を対象にした学校設置にかかわる教育課程の弾力化ということで、文科省も平成17年度に学校教育法施行規則を改正し、そのような方を対象とする学校をつくってもよいとしている。現在、全国に十数校は存在していると伺っている。

練馬区教育委員会として、不登校の児童・生徒を対象にした学校、そのような子供に合った教育課程を検証した学校をつくることを検討した経緯はあるのか。また、今後、検討をしていくことはあるのか、教えていただければありがたい。

教育振興部副参事

不登校の児童・生徒を対象にした教育課程特例校についてだが、適応指導教室の充実等を考える中で、そのような特別な教育課程を持った学校が設置できればという考えはある。しかしながら、一番の問題は場所であり、そのような校舎をどこに設置したらよいという課題がある。今後そういう議論を深めていきたいと考えている。

教育長

以前、不登校対策方針を策定した際に検討している。学校の校舎を見るだけで辛くなる子供もいるため、必ずしも学校に戻すのではなく、居場所支援事業「ぱれっと」などで子供たちの居場所を確保し、社会につなげていく方がよいのか、もう少し考える必要があると思う。以前検討した際には、特例校をつくるのは時期尚早ではないかという結論を出した。今後、他自治体の施設等の実態を把握しながら、効果があるということであれば、また検討していきたいと思っている。

いずれにしても、不登校の子供たちの状況はそれぞれ異なるので、仕組みをつくったから大きく改善するというものではないという難しさがある。不登校の課題については、様々なことを検討し、試しながら、着実に進めていきたいと考えている。

高柳委員

不登校特例校だけでなく、学校の中に教室をつくり、不登校の子に適した教育課程を組むことで、よい成果を上げているという事例もある。今後、いろいろな事例、成果を踏まえて、検討してもらえればありがたい。

教育長

ほかにいかがか。

新井委員

いわゆる二次的障害というものだが、発達障害等で集団生活、人間関係になじめず、いじめの対象となり不登校になってしまうというケースもある。適応指導教室、教育相談体制の中でサポートしていると思うが、そのような子供たちへの対応をどのように考えているか教えていただきたい。

学校教育支援センター所長

今年度より新たな事業として、発達障害、学習障害等により、集団になじめず不登校になったというような、特別な配慮を要する児童・生徒の個別指導ができる教室を、光が丘地区に1か所設けたところである。集団に戻れるよう、委託事業者と連携してグループ活動、個別支援、療育などを行っている。

新井委員

フィンランドなど、北欧の研究論文では、遊びによる学びということをテーマにしており、遊びを通して個別対応をしながら、徐々に集団になじめるようにしていくよう

ある。例えば、体を動かし、遊具などを使うことで発達を援助し、通常級との交流につなげるということも事例としてあるわけである。適応指導教室などの取組の中でもこのような対応を行っているのだろうか。

教育振興部副参事

先ほど、学校教育支援センター所長から、個別指導の民間委託について話があったが、この委託事業者はフリースクール等を経営しており、発達障害の児童・生徒に対しての指導に特化したスキルを持っている。私も過去に参加させていただいたことがあるが、いきなり勉強ということではなく、体を動かしたり、いろいろな作業をしたりしながら学ぶ時間を確保していた。練馬区ではそのような教育が充実していると思っている。

学務課長

補足として、特別支援教室で実際に行っている取組について説明をさせていただく。一般的には自立活動とか教科補充と言われるのであるが、今、委員からお話があったような、ゲーム等を使いながらできるだけなじめるようにしていくという教育プログラムをそれぞれ行っているところである。今年度から小学校全校、また、来年度からは中学校全校で特別支援教室を展開していく。さまざまな工夫を凝らしながら、一人一人に合った形で個性を伸ばせるよう取り組んでいきたいと考えている。

新井委員

わかった。

教育長

ほかにあるか。

坂口委員

教育相談室の不登校相談件数は471件ということだが、今後、件数は増えていき、ますます重要な相談場所になると予測する。適応指導教室を実際に拝見したことがあるが、子供たちにとって、このような場所があることは本当に素晴らしいことだと思う。民間のノウハウも生かして、子供たちにとってよりよい形で、発達、成長を支援できるようにしていただきたい。よろしく願います。

教育長

ほかはいかがか。よろしいか。

⑧区立保育園大規模改修工事等について

教育長

それでは、報告の8番について説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

この件について、何かご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

⑨平成30年度練馬子ども議会の開催結果について

教育長

それでは、報告の9番について説明をお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

今年も7月から8月にかけて、練馬子ども議会を開催したという報告である。
何かご意見はあるか。

坂口委員

各グループのテーマが4つ記載されているが、いずれも練馬区民にとって叶えてほしいことばかりである。このテーマは子供たちが自分で決めたのか。

青少年課長

そのとおりである。各グループの中で決めている。

坂口委員

非常に素敵なテーマだと思う。報告書を楽しみにしている。

教育長

ほかはいかがか。よろしいか。

⑩その他

- i 平成31年度入学練馬区立中学校学校案内の配布について
- ii その他

教育長

それでは、その他の報告をお願いします。

学務課長

「平成31年度入学練馬区立中学校学校案内」を机上配付した。先ほどの報告案件の4番とも関連するが、中学校を選択するのにあたってはさまざまな情報が必要であると考えている。公開行事や学校説明会等で実際に学校を見学いただいたり、ホームページをごらんいただいたりということに加えて、毎年このような学校案内をお渡ししている。

それぞれの学校のページで中学校生活の概要、各校の特徴等をまとめている。内容については、後ほどお目通しいただきたい。

教育長

本日用意した案件は以上となるが、事務局から何かあるか。

事務局

特にない。

教育長

それでは、以上をもって第17回教育委員会定例会を終了する。